

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 27 日

津市教育委員会委員長 中西 智 子

津市教育委員会規則第 2 号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会印の項中「一般」の次に「及び電子公印用」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 27 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 3 号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成 18 年津市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「2 学級」を「3 学級」に改め、同条第 5 号中「3 学級」を「2 学級」に改め、同条第 23 号中「2 学級」を「3 学級」に改め、同条第 27 号中「3 学級」を「4 学級」に改め、同条第 34 号中「4 学級」を「3 学級」に改め、同条第 36 号中「6 学級」を「5 学級」に改め、同条第 40 号中「5 学級」を「4 学級」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年3月26日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成19年3月27日（火）午前10時から
- 2 招集の場所 津図書館視聴覚室
- 3 会議の事件
 - （1）津市教育委員会公印規則の一部の改正について
 - （2）津市立幼稚園則の一部の改正について
 - （3）就学等に関する規則の一部の改正について
 - （4）平成19年度津市学校教育推進計画（案）について